

第9期 柏市高齢者いきいきプラン21

第3部

サービスの事業量等の見込み

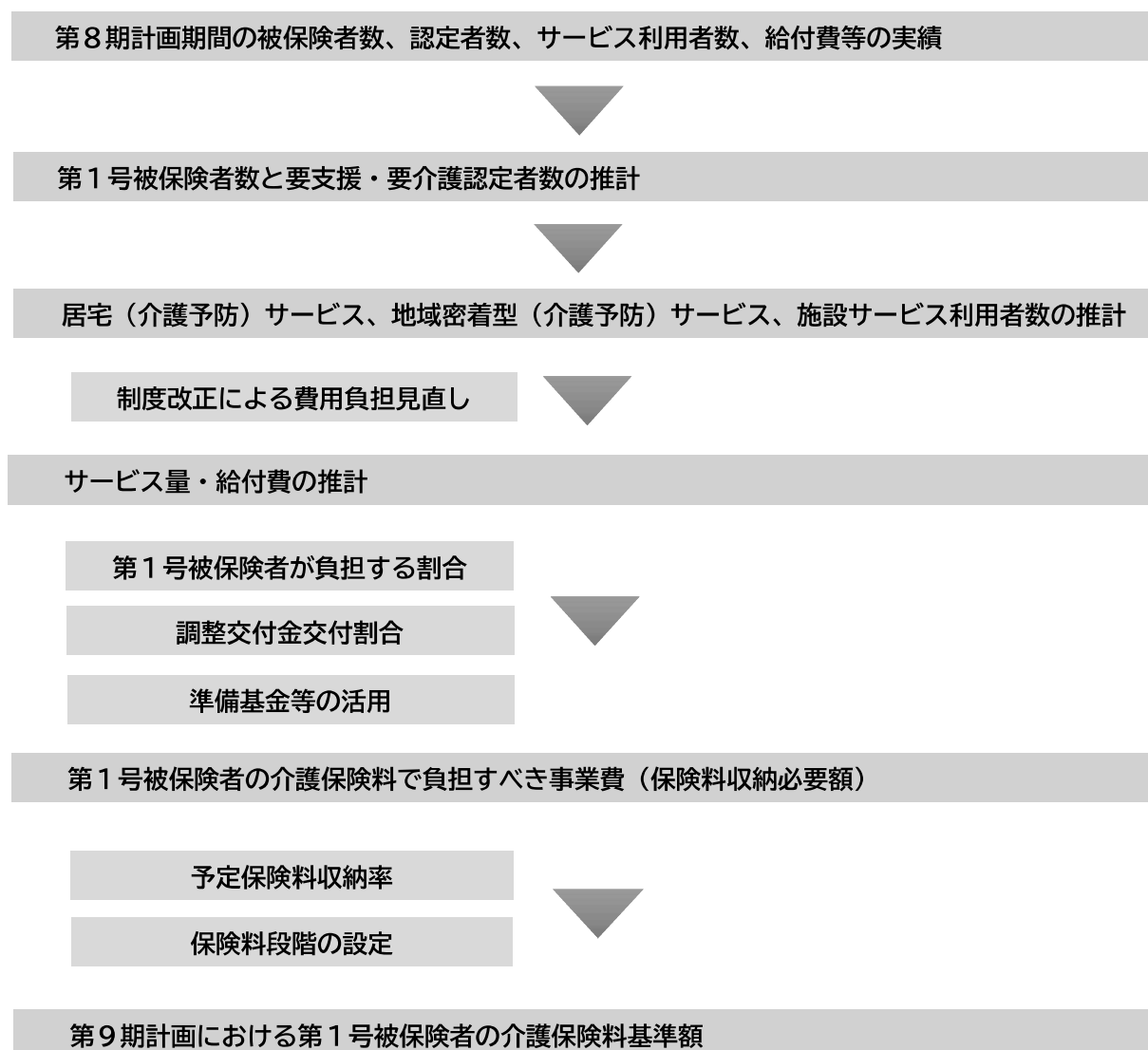
第1章 介護サービスの事業量等の見込みについて

第1節 事業量等見込みの考え方と流れ

第9期計画では、第8期計画期間中の実績を踏まえて、第9期計画期間（2024年度（令和6年度）～2026年度（令和8年度））及び2040年、2050年といった中長期の被保険者数、要支援・要介護認定者数、サービス利用者数、給付費等を推計しました。

介護保険料の算定にあたっては、上記より第9期計画中に必要となるサービス量を見込み、以下のとおり、第1号被保険者の介護保険料基準額を設定することとなります。

推計手順



第2節 被保険者数及び要介護(要支援)認定者の推計

被保険者数の推計

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度	2050年度	
第1号被保険者数	112,344	112,842	113,257	113,567	133,686	144,316	
(年代別)	65～69歳	21,756	21,659	21,295	21,149	33,979	28,946
	70～74歳	27,968	26,618	24,811	23,272	27,096	29,481
	75～79歳	25,563	26,164	27,468	29,059	21,257	30,332
	80～84歳	19,367	20,187	20,663	19,783	17,199	22,635
	85～89歳	11,491	11,750	12,095	12,783	15,659	15,223
	90歳以上	6,199	6,464	6,925	7,521	18,496	17,699
第2号被保険者数	149,925	151,660	153,683	154,666	149,994	141,595	

要介護(要支援)認定者数の推計

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度	2050年度	
要介護認定者数	19,748	20,264	20,929	21,578	30,346	31,726	
(介護度別)	要支援1	3,316	3,406	3,516	3,607	4,542	4,868
	要支援2	2,480	2,546	2,628	2,698	3,572	3,776
	要介護1	4,588	4,706	4,859	5,010	6,966	7,309
	要介護2	3,020	3,094	3,188	3,283	4,636	4,849
	要介護3	2,527	2,596	2,688	2,786	4,261	4,368
	要介護4	2,376	2,439	2,523	2,615	4,031	4,137
	要介護5	1,441	1,477	1,527	1,579	2,338	2,419

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度	2050年度	
要介護認定者数	19,748	20,264	20,929	21,578	30,346	31,726	
(年代別)	40～64歳	407	409	418	421	406	382
	65～69歳	532	532	523	518	833	709
	70～74歳	1,477	1,403	1,309	1,230	1,434	1,559
	75～79歳	2,741	2,808	2,946	3,118	2,280	3,243
	80～84歳	4,568	4,763	4,879	4,676	4,073	5,332
	85～89歳	5,333	5,465	5,635	5,956	7,354	7,109
	90歳以上	4,690	4,884	5,219	5,659	13,966	13,392

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度	2050年度	
認定率	17.2%	17.6%	18.1%	18.6%	22.4%	21.7%	
(第1号被保険者)	65～69歳	2.4%	2.5%	2.5%	2.4%	2.5%	2.4%
	70～74歳	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%
	75～79歳	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%
	80～84歳	23.6%	23.6%	23.6%	23.6%	23.7%	23.6%
	85～89歳	46.4%	46.5%	46.6%	46.6%	47.0%	46.7%
	90歳以上	75.7%	75.6%	75.4%	75.2%	75.5%	75.7%

第3節 介護保険サービスの事業量等の見込み

(1) 介護サービス量の見込み

居宅サービス		2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
訪問介護	(人/月)				
	(回/月)				
訪問入浴介護	(人/月)				
	(回/月)				
訪問看護	(人/月)				
	(回/月)				
訪問リハビリテーション	(人/月)				
	(回/月)				
居宅療養管理指導	(人/月)				
通所介護	(人/月)				
	(回/月)				
通所リハビリテーション	(人/月)				
	(回/月)				
短期入所生活介護	(人/月)				
	(日/月)				
短期入所療養介護	(人/月)				
	(日/月)				
福祉用具貸与	(人/月)				
特定福祉用具販売	(人/月)				
住宅改修	(人/月)				
特定施設入居者生活介護	(人/月)				
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/月)				
夜間対応型訪問介護	(人/月)				
地域密着型通所介護	(人/月)				
	(回/月)				
認知症対応型通所介護	(人/月)				
	(回/月)				
小規模多機能型居宅介護	(人/月)				
認知症対応型共同生活介護	(人/月)				
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人/月)				
看護小規模多機能型居宅介護	(人/月)				
複合型サービス	(人/月)				
介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	(人/月)				
介護老人保健施設	(人/月)				
介護医療院	(人/月)				
介護療養型医療施設	(人/月)				
居宅介護支援					
居宅介護支援	(人/月)				

(2) 介護予防サービス量の見込み

		2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	(人/月)				
	(回/月)				
介護予防訪問看護	(人/月)				
	(回/月)				
介護予防訪問リハビリテーション	(人/月)				
	(回/月)				
介護予防居宅療養管理指導	(人/月)				
介護予防通所リハビリテーション	(人/月)				
介護予防短期入所生活介護	(人/月)				
	(日/月)				
介護予防短期入所療養介護	(人/月)				
	(日/月)				
介護予防福祉用具貸与	(人/月)				
特定介護予防福祉用具販売	(人/月)				
介護予防住宅改修	(人/月)				
介護予防特定施設入居者生活介護	(人/月)				
介護予防居宅療養管理指導					
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	(人/月)				
	(回/月)				
介護予防小規模多機能型居宅介護	(人/月)				
介護予防認知症対応型共同生活介護	(人/月)				
介護予防支援					
介護予防支援	(人/月)				

第2章 介護保険財政と介護保険料の見込み

第1節 介護保険給付費等の見込み

(1)介護(予防)給付費等の見込み

■介護給付費

(単位:千円/年)

	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
居宅サービス				
訪問介護				
訪問入浴介護				
訪問看護				
訪問リハビリテーション				
居宅療養管理指導				
通所介護				
通所リハビリテーション				
短期入所生活介護				
短期入所療養介護				
福祉用具貸与				
特定福祉用具販売				
住宅改修				
特定施設入居者生活介護				
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
夜間対応型訪問介護				
地域密着型通所介護				
認知症対応型通所介護				
小規模多機能型居宅介護				
認知症対応型共同生活介護				
地域密着型特定施設入居者生活介護				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設				
介護老人保健施設				
介護医療院				
居宅介護支援				
介護給付費計				

■介護予防給付費

(単位:千円/年)

	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護				
介護予防訪問看護				
介護予防訪問リハビリテーション				
介護予防居宅療養管理指導				
介護予防通所リハビリテーション				
介護予防短期入所生活介護				
介護予防短期入所療養介護				
介護予防福祉用具貸与				
特定介護予防福祉用具販売				
介護予防住宅改修				
介護予防特定施設入居者生活介護				
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護				
介護予防小規模多機能型居宅介護				
介護予防認知症対応型共同生活介護				
介護予防支援				
予防給付費計				
総給付費				

■サービスごとの給付費

(単位:千円/年)

	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
在宅サービス				
居住系サービス				
施設サービス				
総給付費				

(2)地域支援事業費の見込み

(単位:千円/年)

	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
介護予防・日常生活支援総合事業				
訪問型サービス				
訪問介護相当サービス				
訪問型サービスA				
訪問型サービスB				
通所型サービス				
通所介護相当サービス				
通所型サービスA				
介護予防ケアマネジメント				
介護予防普及啓発事業				
地域介護予防活動支援事業				
一般介護予防事業評価事業				
上記以外の介護予防・日常生活総合事業				
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業				
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)				
任意事業				
包括的支援事業(社会保障充実分)				
在宅医療・介護連携推進事業				
生活支援体制整備事業				
認知症初期集中支援推進事業				
認知症地域支援・ケア向上事業				
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業				
地域ケア会議推進事業				
地域支援事業費計				
介護予防・日常生活支援総合事業費				
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費				
包括的支援事業(社会保障充実分)				
地域支援事業費 (B)				

※重層的支援体制整備事業費も含む

■介護予防・日常生活支援総合事業 事業量の見込み

(単位:人/月)

	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
訪問型サービス				
訪問介護相当サービス				
訪問型サービスA				
通所型サービス				
通所介護相当サービス				
通所型サービスA				

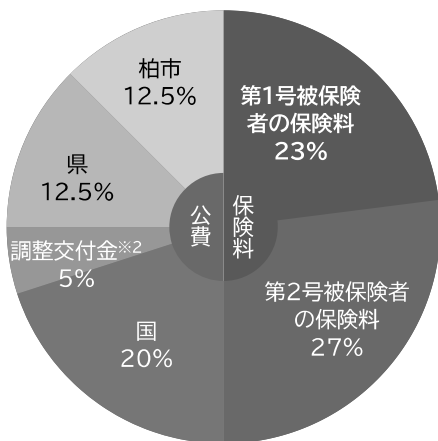
第2節 財源構成

(1)第9期計画の財源構成

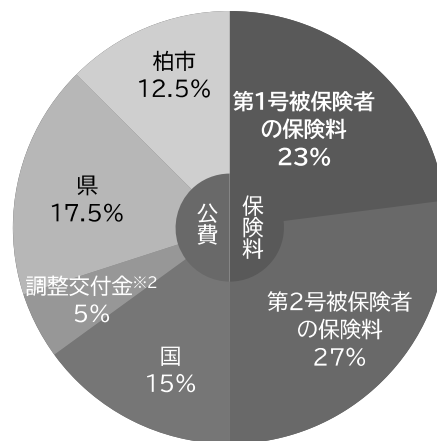
■介護給付費の財源

介護保険事業に必要な法定サービスにかかる介護給付費は、サービス利用時の利用者負担を除き保険料と公費50%ずつで構成されています。第9期の保険料基準額を算定するにあたり、第1号被保険者の総給付費に対する負担割合は、第8期から据え置かれ23%となっています。

居宅給付費の財源構成



施設等給付費※1の財源構成



※1 施設等給付費とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護にかかる給付費を指し、それ以外のサービスにかかる給付費は居宅給付費に含まれます。

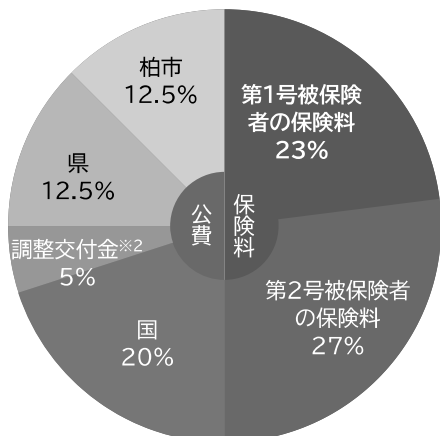
※2 公費のうち調整交付金は、市町村間の第1号被保険者の保険料格差を是正するために交付されるものであり、第1号被保険者に占める後期高齢者の割合や所得分布の状況により変動する仕組みとなっています。

詳細については、82頁を参照ください。

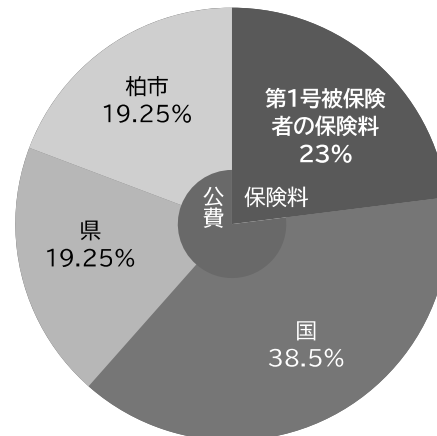
■地域支援事業費の財源

地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業にかかる給付費は、介護給付費と同様、保険料と公費50%ずつで構成され、包括的支援事業・任意事業にかかる給付費は、第2号被保険者の保険料を除いた費用負担となっています。

介護予防・日常生活支援総合事業費の財源構成



包括的支援事業・任意事業費の財源構成



第3節 介護保険料の見込み

(1) 標準給付費

(単位:千円/年)

	第9期				2040年度
	2024年度	2025年度	2026年度	合計	
標準給付費見込額					
総給付費					
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)					
特定入所者介護サービス費等給付額					
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額					
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)					
高額介護サービス費等給付額					
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額					
高額医療合算介護サービス費等給付額					
算定対象審査支払手数料					
審査支払手数料一件あたり単価					
審査支払手数料支払件数(件)					

(2) 地域支援事業費

(単位:千円/年)

	第9期				2040年度
	2024年度	2025年度	2026年度	合計	
地域支援事業費					
介護予防・日常生活支援総合事業費					
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) 任意事業費					
包括的支援事業(社会保障充実分)					

(3) 保険料必要収納額

第1号被保険者の保険料収納必要額の算定は以下のとおりです。

はじめに、第8期の3年間における標準給付費見込額と地域支援事業費(上限超過額を除く)の総額に第1号被保険者負担割合(23%)を乗じて、第1号被保険者負担分相当額を求めます。

次に、本来の交付割合による調整交付金相当額と、実際に交付が見込まれる調整交付金見込額の差、及び、地域支援事業費(上限超過額)を加算します。最後に、準備基金取崩額を差し引いて保険料収納必要額を算出しています。

■ 第1号被保険者負担分相当額

(単位:千円/年)

	2024年度	2025年度	2026年度	第9期合計
標準給付費見込額(A)				
地域支援事業費(上限超過額を除く)(B)				
第1号被保険者負担分相当額(C)				

第1号被保険者負担相当額(C)

$$= (\text{標準給付費見込額(A)} + \text{地域支援事業費(上限超過額を除く)(B)}) \times 23\% (\text{第1号被保険者負担割合})$$

■ 保険料収納必要額について

(単位:千円/年)

	2024年度	2025年度	2026年度	第9期合計
調整交付金相当額(D)				
調整交付金見込額(E)				
地域支援事業費(上限超過額)(F)				
準備基金等取崩額(G)				
保険料収納必要額(H)				
予定保険料収納率(I)				
所得段階別加入割合補正後被保険者数(J)				

保険料収納必要額(H)

$$= \text{第1号被保険者負担分相当額(C)} + (\text{調整交付金相当額(D)} - \text{調整交付金見込額(E)}) + \text{地域支援事業費(F)} - \text{準備基金取崩額(G)}$$

※調整交付金相当額(D)と調整交付金見込額(E)の違いについて

国の負担割合25%の内、5%は調整交付金での負担となります。調整交付金とは、各市町村間における財政力の差を調整するために国が5%負担していますが、高齢化率等を考慮し5%より多い市町村、少ない市町村があります。本市では、調整交付金相当額(5%)の額が上記表の(D)となり、実際には調整交付金見込額(E)を国が負担する事となります。

(4) 第1号被保険者の保険料基準額

第9期の第1号被保険者の保険料の基準額(月額)

$$= \text{保険料収納必要額(H)} \div \text{予定保険料収納率(I)} (\bullet\%) \\ \div \text{所得段階別加入割合補正後被保険者数(J)} (\bullet\text{人}) \div 12\text{か月} = \bullet$$

$$\text{介護保険料基準額(月額)} = \bullet, \bullet \bullet \bullet \bullet \text{円}$$

■所得段階別介護保険料

	区分	割合	月額(円)	年額(円)
第1段階				
第2段階				
第3段階				
第4段階				
第5段階 (基準額)				
第6段階				
第7段階				
第8段階				
第9段階				
第10段階				
第11段階				
第12段階				
第13段階				
第14段階				
第15段階				
第16段階				
第17段階				
第18段階				

※第1～5段階の所得は、合計所得から年金所得を引いたものです。
 ※第1～第3段階の割合の括弧内は軽減前のものです。

■所得段階別被保険者数(推計)

所得段階	2024年度	2025年度	2026年度	第9期合計
第1段階				
第2段階				
第3段階				
第4段階				
第5段階				
第6段階				
第7段階				
第8段階				
第9段階				
第10段階				
第11段階				
第12段階				
第13段階				
第14段階				
第15段階				
第16段階				
第17段階				
第18段階				
合計				